

東松島市重点対策加速化事業補助金交付申請書

令和8年 ●月 ●日

東松島市長 様

申請者 住 所 **東松島市矢本字上河戸 36-1**  
 氏名又は名称 **東松 太郎**  
 及び代表者氏名  
 電 話 番 号 **0225-82-1111**

**現在の住民票の住所**

東松島市重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、東松島市重点対策加速化事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記事項に同意のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 **743,000** 円

2 補助対象設備

**太陽光発電設備：少数点以下を切捨て（小数点以下記載不要）  
 蓄電池：少数点第2位以下を切捨て（小数点第1位まで記載）**

太陽光発電設備及び付帯設備（補助対象者：市民）		
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 容量 <b>5</b> kW×7万円（上限10kW）		<b>350,000</b> 円
<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート 設置費用_____円×1/3（税抜）		円
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 容量 <b>5.0</b> kWh（蓄電池容量10kWh上限） 設置費用 <b>760,000</b> 円×1/3（工事費込み・税抜） 対象経費 <b>760,000</b> 円×1/3（工事費込み・税抜） ※家庭用：15.5万円/kWh（税抜）以下の場合のみ補助対象		<b>253,000</b> 円
<input type="checkbox"/> 車載型蓄電池 蓄電池容量_____kWh×1/2×4万円/kWh（経済産業省「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）		円
<input type="checkbox"/> 充放電設備（充放電設備：上限額75万円、充電設備：上限額35万円） 設置費用_____円×1/2（税抜）		円
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム（上限額20万円） 設置費用 <b>210,000</b> 円×2/3（税抜）	税抜き金額	<b>140,000</b> 円
高効率設備機器（補助対象者：市民）		
<input type="checkbox"/> 高効率空調設備（上限額5万円） 設置費用_____円×1/2（税抜）		円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器 エネファーム以外（上限額25万円） 設置費用_____円×1/2（税抜）		円
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器 エネファーム（上限額40万円） 設置費用_____円×1/2（税抜）		円
ゼロカーボンドライブ（補助対象者：市民又は市委託業者）		
<input type="checkbox"/> 車載型蓄電池 蓄電池容量_____kWh×1/2×4万円/kWh（経済産業省「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）		円
<input type="checkbox"/> 充放電設備（充放電設備：上限額75万円、充電設備：上限額35万円） 設置費用_____円×1/2（税抜）		円

太陽光発電設備及び付帯設備（補助対象者：事業者）	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 容量_____kW×5万円（上限50kW）	円
<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート 設置費用_____円×1/3（税抜）	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池 容量_____kWh 設置費用_____円×1/3（上限50kW） ※業務用：19.0万円/kWh（税抜）以下の場合のみ補助対象	円
<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム（上限額133.3万円） 設置費用_____円×2/3（税抜）	円

3 同意事項（にチェックを入れてください）

内容をよく読んだ上してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、第三者所有型である電力購入契約（PPA）又はリース契約しないこと。ただし、市委託業者は、この限りではない。
<input checked="" type="checkbox"/>	太陽光発電設備については、市民は30%以上、事業者は50%以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、市にデータ等の提供をすること。
<input type="checkbox"/>	高効率空調機器及び高効率給湯器の場合、従来の機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の審査のために、東松島市が、申請者及び同一世帯員の住民登録資料、税務関係資料等を確認することに同意する。
<input checked="" type="checkbox"/>	東松島市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないことを認め、東松島市が必要と判断したときは、東松島市が宮城県警察本部に対して、暴力団員等か否かについて照会することに同意する。
<input checked="" type="checkbox"/>	補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、継続して使用すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を受けていないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

4 添付書類

- (1) 東松島市重点対策加速化事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 交付申請額の根拠となる資料（見積書等）
- (3) 補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ、パンフレット等）
- (4) 補助対象設備が高効率空調機器及び高効率給湯器の場合、従来の機器等に対して省CO2を証明する書類（任意様式）
- (5) 代理人による申請の場合、代理申請に係る委任状（様式第3号）
- (6) 補助対象設備の複数（3社以上）の見積り。なお、太陽光発電設備・ソーラーカーポート・蓄電池については、市の定める標準価格と比較できますので、この限りではありません。